

令和 3 年 度  
第 1 回  
**会津若松市国民健康保険運営協議会**

日 時：令和 3 年 1 0 月 2 7 日（水）  
午後 1 時～

場 所：生涯学習総合センター 研修室 3

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 議 事  
報告案件
  - (1) 令和 2 年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要
  - (2) 第 3 期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組報告
  - (3) 会津若松市国民健康保険第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健康  
診査等実施計画の取組報告
  - (4) 会津若松市国民健康保険条例の一部改正について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 報告案件 1

# 令和2年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要

## 1 被保険者数の状況

	令和2年度	令和元年度	増減	前年度比
世帯数(世帯)	16,407	16,486	▲79	▲0.5%
被保険者数(人)	25,542	25,953	▲411	▲1.6%

(国保事業年報:年度平均)

## 2 決算の概要

(単位:円)

		令和2年度	令和元年度	増減	前年度比
歳入	国民健康保険税	2,103,028,359	2,120,108,583	▲17,080,224	▲0.8%
	国庫支出金	19,735,000	1,708,000	18,027,000	1055.4%
	県支出金	7,607,519,674	7,918,479,212	▲310,959,538	▲3.9%
	繰入金	1,297,599,288	1,395,964,762	▲98,365,474	▲7.0%
	その他	284,049,604	221,875,913	62,173,691	128.0%
	合計	11,311,931,925	11,658,136,470	▲346,204,545	▲3.0%
歳出	保険給付費	7,531,433,444	7,785,343,429	▲253,909,985	▲3.3%
	国民健康保険事業費 納付金	2,850,155,415	3,030,626,570	▲180,471,155	▲6.0%
	保健事業費	117,879,673	117,408,943	470,730	0.4%
	その他	511,150,240	486,879,648	24,270,592	5.0%
	合計	11,010,618,772	11,420,258,590	▲409,639,818	▲3.6%
歳入歳出差引額		301,313,153	237,877,880	63,435,273	26.7%

### (1) 収支状況

平成30年度からの国民健康保険制度の県単位化から3年目の決算となったところであり、歳入歳出差引額で3億131万3,153円の黒字となっております。

主な要因：国保税の賦課額が見込みを上回ったため。

### (2) 基準外繰入

令和2年度においても、一般会計からの基準外繰入は行いませんでした。

主な要因：県単位化により国費が拡充したことによるもの。

### (3) 国民健康保険税の収納額

前年度比:1,708万円の減、0.8%の減となっています。

主な要因：被保険者の減によるもの。

#### (4) 保険給付費(医療費)

前年度比:2億5,390万円の減、3.3%の減となりました。

一人あたり医療費についても、前年度比で減少していますが、県内13市の中では11番目となり、低い状況にあります。

	令和2年度	令和元年度	増減	前年度比
一人あたり医療費	345,336円	352,032円	▲6,696円	▲1.9%

(国保団体連合会資料)

#### (5) 準備金残高の推移

前年度比:9,387万6千円、47.0%の増となりました。

(単位:千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
年度末の準備金残高	293,806	199,930	293,419	84,255

## 報告案件 2

### 第 3 期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組報告

被保険者の減少や高齢化、一人あたりの医療費の増加などにより国保事業を取り巻く状況が厳しくなっていることを踏まえ、国保事業の健全化のために掲げた以下の4項目についての令和2年度の取組状況は次のとおりです。

#### 1 国保税の適正賦課と収納率向上の取組

##### (1) 国保税率の改定

国保事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、第2期国保健全化指針では、国保税率の改定を2年ごとに行ってきました。

平成 27 年度に、平成 28・29 年度分の税率を改定しましたが、令和元年度に続き令和 2 年度においても税率の改定は行わず、据え置きとすることができました。

##### (2) 国保税調定額、収納額、収納率

収納率の向上を図るため、次の取組を行いました。

- ①国保推進員の訪問による納付勧奨と収納業務、居住実態調査
- ②口座振替、コンビニ納付(平成 28 年度～)、インターネット納付導入(令和2年度～)の推進
- ③月末に夜間・休日臨時窓口を設置  
窓口設置の広報として、市政だより掲載のほか、FM 会津のスポット CM を活用
- ④短期保険証・資格証明書交付による納税相談機会の確保
- ⑤財産調査の実施による担税力確認と財産差押

#### <国保税調定額、収納額、収納率等の推移>

(単位：千円)

年度	区分	調定額	収入額	収納率	収納率(全体)	滞納者数
27年度	現年度	2,473,051	2,270,228	91.80%	74.13%	3,385人
	滞繰分	823,120	173,077	21.03%		
28年度	現年度	2,511,737	2,303,361	91.70%	74.87%	3,212人
	滞繰分	799,297	175,584	21.97%		
29年度	現年度	2,397,274	2,190,172	91.36%	73.58%	3,135人
	滞繰分	793,487	157,651	19.87%		
30年度	現年度	2,260,768	2,072,547	91.67%	72.83%	3,068人
	滞繰分	803,345	159,115	19.81%		
元年度	現年度	2,165,356	1,978,068	91.35%	71.66%	3,071人
	滞繰分	793,332	142,040	17.90%		
2年度	現年度	2,139,267	1,962,040	91.72%	71.64%	2,919人
	滞繰分	796,425	140,988	17.70%		

滞納者数は、現年・滞繰双方に滞納がある場合は1人としてカウント

- ①調定額は、前年度比 2,300 万円の減、0.78%の減
- ②収納額は、前年度比 1,708 万円の減、0.81%の減
- ③収納率(速報値)

令和 2 年度現年度収納率の目標値 92.67%は達成できませんでした。  
 現年度分 91.72%(前年度比 0.37 ポイントの増) 県内 13 市中第 11 位  
 滞納繰越分 17.70%(前年度比 0.20 ポイントの減) 県内 13 市中第 9 位  
 合計 71.64%(前年度比 0.02 ポイントの減) 県内 13 市中第 7 位

## 2 医療費適正化への取組

### (1)レセプト点検

請求内容の点検等を、診療報酬明細書点検専門員8名により行い、給付費の適正化に継続して取り組んだ結果、1.17%の財政効果率となりました。

- ①被保険者資格点検: 国保資格喪失後の受診等
- ②請求内容点検: 再審査請求
- ③給付発生原因の把握、負担割合誤り等

<令和元年度の実績>

財政効果額	①被保険者資格点検	33,025 千円
	②請求内容点検	39,383 千円
	③徴収金等(不当利得・第三者行為求償)	15,573 千円
	合計④	87,981 千円
診療報酬明細書請求額⑤		7,515,059 千円
財政効果率(④/⑤)		1.17%

### (2)重複・頻回受診者への訪問指導

同一月内に複数の医療機関で受診している被保険者のうち、重複・頻回受診や重複投薬者として適正化が見込まれる方を対象として、保健師による訪問指導を行いました。

- ①令和元年度実績  
対象者 25 人のうち、20 人に訪問指導

## 3 健康づくりへの取組

……報告案件3にて報告

## 4 その他の取組 ※ジェネリック医薬品の取組……報告案件3にて報告

## 5 今後の取組

### (1)国保税収納額、収納率

国保税の未納については、訪問しても留守が多く、就労実態も確認できずに納税相談を行えない場合や、口座振替であっても残高不足によって滞納に至る場合もありました。さまざまな状況への対応が必要となることから、収納率向上に向け、次の取組を行っていきます。

- ①研修による納税交渉のスキルアップと収納率向上に関する先進事例の研究
- ②滞納者の担税力を早期に見極め、処分の可否判断を実施
- ③預貯金、生命保険、給与、不動産等、財産調査の強化

### (2)医療費適正化等

医療費適正化については、次の取組を行っていきます。

- ①費用対効果などを検証し、効率化を図りながら実施します。
- ②第三者求償や不当利得などの返還請求を着実に実施します。

健康づくりやその他の取組については、被保険者の健康増進に加えて、医療費の適正化にもつながることから、引き続き事業の点検・評価を行いながら実施していきます。

## データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の取組報告

本市では、国民健康保険被保険者の疾病や医療費の状況を分析して、重点的に取り組むべき健康課題や具体的な目標を明らかにし、被保険者の健康増進と医療費の適正化を進めるため、平成30年3月「会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」を策定しました。この計画に基づき、健康課題である生活習慣病の発症や重症化予防、高血圧症・糖尿病・脂質異常症の減少、メタボリックシンドロームの減少のため実施した令和2年度の保健事業の実施状況は、次のとおりです。

### 1 特定健康診査

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を必要とするメタボリックシンドローム該当者などが掘り起こされる重要な健診であり、40歳～74歳の被保険者を対象として実施し、また、受診率の向上にも取り組みました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、6月実施予定であった会場及び大江戸温泉物語あいづでの集団健診を中止するとともに、実施会場では、受付前に検温と手指消毒、体調確認を行いました。

#### (1) 実施内容

	会 場	実施時期
集団健診	公民館、コミュニティセンター等 10 箇所	令和2年8月～11月(31日)
施設健診	市内医療機関 41 箇所	令和2年6月～11月

#### ●受診率向上の取組

- ①受診者への特典として、提携店舗のサービス券や日帰り温泉入浴割引券を配布しました。
- ②町内会の回覧による受診勧奨を行いました。
- ③令和2年度から、受診歴等個別の事情を踏まえた分類別の受診勧奨通知を行いました。  
(令和2年9月30日発送)

⇒新型コロナウイルスの影響による診控え等があるなか、特に③の実施により、以降868人の新規受診者があるなど、受診率向上に大きな効果を得ることができました。

#### (2) 法定受診率・受診者数

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 2目標値
特定健康診査 受診率	45.8%	46.2%	47.2%	47.6%	45.4%	52.0%
対象者数	20,546人	19,651人	19,023人	18,579人	18,565人	-
受診者数	9,408人	9,073人	8,988人	8,844人	8,428人	-

※国の目標値 60%

#### ●受診率の状況

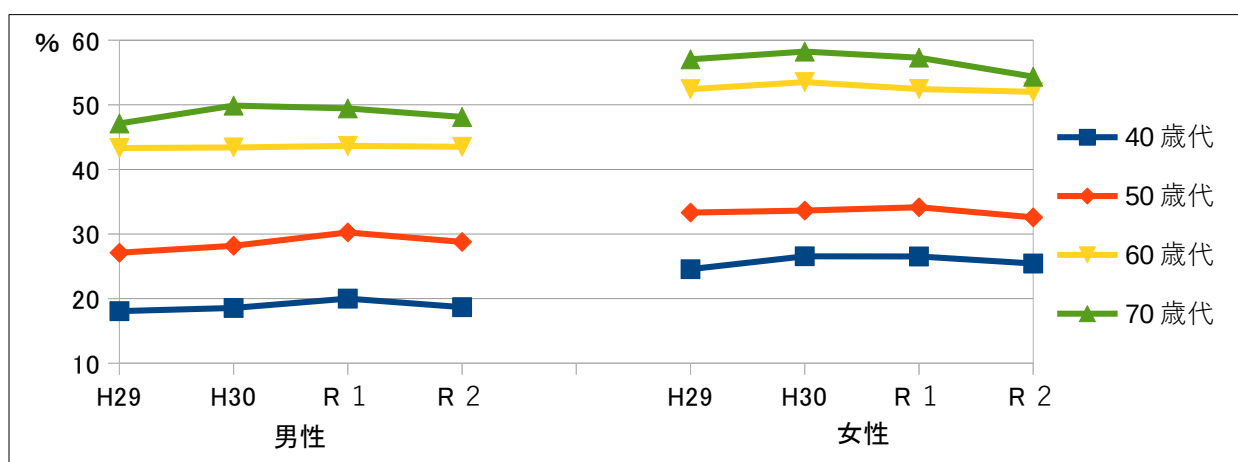
- ①被保険者数の減少に伴い受診者数は減少しています。受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、目標には及ばず、前年度比で2.2ポイント減少しました。
- ②年代別では、若い年代ほど受診率が低い傾向にあります。男女別では、女性は男性よりも受診率が高い傾向にありますが、令和2年度の前年度からの減少幅は女性のほうが大きく、特に70歳代の女性の減少幅が大きくなっています。

⇒次ページ<年代別・男女別受診率>

③平成28年度から継続して実施している、若い年代の受診喚起を目的とした特定健康診査対象前の39歳被保険者への「スマートフォン簡易検査」に加え、令和2年度からは新たに、受診歴等の個別の事情を踏まえた分類別の受診勧奨を行うなど、受診率の向上に努めました。

<年代別・男女別受診率> ※実人数による集計(%)

(年代)	男性				女性			
	H29	H30	R元	R2	H29	H30	R元	R2
40歳代	18.06	18.55	20.01	18.68	24.55	26.55	26.53	25.43
50歳代	27.1	28.18	30.25	28.77	33.31	33.63	34.14	32.58
60歳代	43.3	43.4	43.64	43.49	52.41	53.51	52.44	51.99
70歳代	46.94	49.87	49.45	48.11	57.03	58.23	57.29	54.35
合計	38.22	39.63	40.33	39.66	47.92	49.33	48.8	47.64



## 2 特定保健指導

特定保健指導は、特定健康診査結果からのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の該当者を対象に、本人が健診結果を理解し、自ら生活習慣の改善を目指して行動できるよう、専門職が支援するものです。

### (1) 実施内容

家庭訪問を原則として、初回面接を実施し、実施率の向上を図りました。

	実施方法	実施時期
初回面接	家庭訪問、庁舎内面接 等	令和2年8月～令和3年3月
継続的な支援	個別面接・電話等	令和2年9月～令和3年9月

### (2) 法定実施率

	H28	H29	H30	R1	R2	R2目標値
特定保健指導実施率	65.2%	66.6%	60.0%	66.7%	61.2%	72.6%
対象者数	1,071人	1,041人	1,009人	986人	933人	-
終了者数	699人	694人	605人	658人	571人	-

※国の目標値 60%

#### ● 実施率の状況

- ①被保険者数、特定健康診査受診者数の減少に伴い、対象者は減少しています。
- ②実施率は、前年度比で5.5ポイント減少しました。計画に掲げた目標値は達成できませんでしたが、国の目標値(60%)は達成しました。

### 3 重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健康診査の結果、血圧、腎機能等の検査項目で医療機関を受診する必要がある方に対し、重症化予防のための保健師による個別支援を実施しました。令和元年度からは、心電図検査の要医療者にも対象を拡大しました。

また、糖尿病の重症化予防を強化し、新たな透析患者の減少を図るため、平成29年度から血糖に関する対象者を拡大し、保健師による個別支援を実施し、加えて、糖尿病治療中で腎機能が低下している方には、主治医と連携のもと、管理栄養士による栄養指導を実施しました。

慢性腎臓病(CKD)のリスクの高い方に対しては、予防のための講演会の開催を予定したものの、新型コロナウイルス感染防止のため実施を見送らざるを得ませんでした。腎機能の再検査を要する方に対する紹介体制を整えるなど、医療機関等との連携強化を図りました。

#### (1) 個別支援実施内容

形態	実施方法	実施時期
面接	家庭訪問、庁舎内面接 等	令和2年8月～令和3年8月

#### (2) 個別支援実施状況

項目	血圧	腎機能 CKD(慢性腎 病)eGFR	血糖(糖尿病 性腎症重症 化予防)	脂質異常 (LDLコレステ ロール)	心電図
支援実施数(人)	156	46	369	75	37

### 4 その他の取組

- ① 医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を、年6回実施しました。
- ② 令和元年度から開始した全市民向けの「會津 LEAD」プロジェクトの取組のなかで、国民健康保険被保険者に対しても、更なる生活習慣病の意識の向上と生活習慣の改善による成人肥満者の減少の啓発を行ってきました。
- ③ 肺がんの施設検診を導入(令和元年度～)し、がん検診との一体的な受診環境を向上させることにより、特定健康診査の受診率向上を図りました。



## 5 特定健康診査・特定保健指導・重症化予防事業等にかかる実施結果

特定健康診査受診者における健診結果の状況は、次の表のとおりです。

項目	H28(計画策定時)	H29	H30	R1	R2	R2 目標値	達成 状況
特定保健指導対象者の減少率 平成20年度比	19.4%	19.8%	21.2%	20.4%	20.2%	22.0%	△
Ⅱ度高血圧以上※1の者の割合の減少 (実人数ベース)	3.7%	3.7%	4.1%	4.3%	4.5%	3.4%	×
脂質異常症※2の割合の減少 (実人数ベース)	3.3%	2.8%	3.3%	3.0%	3.1%	3.1%	○
糖尿病治療継続者※3の割合の増加 (実人数ベース)	59.4%	59.3%	63.0%	59.2%	62.9%	68.0%	△
糖尿病有病者※4の増加の抑制 (実人数ベース)	8.3%	9.2%	8.7%	9.2%	9.5%	8.2%	×
腎機能低下者※5の割合の減少 (実人数ベース)	2.4%	2.5%	2.2%	1.9%	2.0%	2.2%	○
50代男性受診者に占めるメタボ該当者の割合の減少	30.6%	33.5%	33.7%	32.2%	34.4%	30.3%	×
喫煙率の減少	15.2%	15.3%	15.3%	15.3%	15.1%	14.8%	△
ジェネリック医薬品の普及率向上 (年平均)	76.0%	79.9%	83.0%	85.3%	87.6%	78.0%	○

達成状況⇒○・・達成 △・・未達成だが、改善傾向 ×・・未達成で、悪化傾向

※1 Ⅱ度高血圧以上 収縮期血圧 160 以上又は拡張期血圧 100 以上

※2 脂質異常症 LDL コレステロール 180mg/dl 以上

※3 糖尿病治療継続者 HbA1c(NGSP)6.5%以上の人のうち治療中と回答した人

※4 糖尿病有病者 HbA1c(NGSP)6.5%以上の人

※5 腎機能低下者 eGFR50 未満の人(70 歳以上の場合、eGFR40 未満)

### ●項目ごとの結果について

- ①特定保健指導対象者の割合は、目標には及ばないものの、減少傾向にあります。
- ②特定健康診査受診者におけるⅡ度高血圧以上の該当者の割合は年々増加しており、目標からみて厳しい状況にあります。
- ③脂質異常症や腎機能低下者の割合は、減少傾向にあり、令和2年度の目標を達成しました。
- ④糖尿病の有病者の割合が増加傾向にある一方、糖尿病治療継続者については、令和元年度に割合が減少しましたが、令和2年度は、平成30年度の水準並みに増加しました。
- ⑤50代男性受診者に占めるメタボ該当者については、悪化傾向にあります。
- ⑥喫煙率は、多少の減少はみられるものの、ほぼ横ばいでした。
- ⑦ジェネリック医薬品の普及率は、年々増加してきており、国の目標値80%を達成しています。

## 6 今後の取組

これまでの取組状況や目標の達成状況を踏まえ、計画に掲げた目標の達成に向け、以下のとおり、生活習慣病の予防や健康づくりの取組を行っていきます。

- ①特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上に引き続き取り組み、一人でも多くの方の健康状態の把握に努めながら、自らが健康を保持できるような効果的な保健事業を行います。
- ②高血圧、血糖等の項目に関する目標達成のためには、継続した取組みが不可欠であるため、血圧や脂質、血糖、腎機能等の検査結果による保健指導を引き続き実施していきます。
- ③メタボリックシンドローム該当者の減少のため、肥満の解消及び「予防」のための生活習慣に関する啓発に努めます。
- ④新たな透析患者の減少のため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより、医療機関受診のための個別支援や、糖尿病治療中の腎機能低下者に対する主治医と連携した栄養指導等を継続していきます。

## 報告案件 4

# 会津若松市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

出産育児一時金の支給額の見直しに関する、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたところです。

現在、出産育児一時金の額については、健康保険法施行令において40万4,000円と規定されており、産科医療補償制度対象分娩の場合には、掛金相当額1万6,000円を加算して、総額42万円を支給しております。

今般、国において産科医療補償制度の掛金について議論がなされ、補償対象者数の減少等の理由により引き下げられることが決定されたところではありますが、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の総額を変えずに42万円を維持するとされたことから、産科医療保障制度の掛け金を4,000円引き下げた分、一時金本体分を4,000円引き上げるとの整理がなされ、それに基づき健康保険法施行令が改正されたところであり、これに併せて、本市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の内容

出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げる。

また、産科医療補償制度の対象の場合に加算する上限額を、1万6,000円から1万2,000円に引き下げる。

### 3 施行期日等

令和4年1月1日から施行する。

施行の日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

### 4 今後のスケジュール

12月市議会定例会に提出

### 5 その他

産科医療補償制度：分娩機関が加入し、分娩による重度の脳性麻痺となった子と家族の経済的負担を補償するための制度。

会津若松市国民健康保険給付規則についてもあわせて改正予定

会津若松市国民健康保険条例（昭和34年会津若松市条例第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条に規定する出産育児一時金の額を勘案し、規則で定めるところにより、これに<u>1万2,000円</u>を上限として加算した額を支給するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 改正後の会津若松市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条に規定する出産育児一時金の額を勘案し、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算した額を支給するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

## 参考

### 1. 産科医療補償制度について 運営組織のHPより抜粋

#### ①運営組織

公益財団法人日本医療機能評価機構

・分娩機関の制度加入手続き、保険加入手続き、掛金集金、補償対象認定、支払い手続き、原因分析及び再発防止等を行う。

#### ②制度導入

平成21年1月1日から

#### ③改正

今回が2度目の改正となる。改正内容は、補償要件・掛金。

#### ※掛金について

平成21年1月1日～ 3万円

平成27年1月1日～ 1万6千円

令和4年1月1日～ 1万2千円

#### ④分娩機関（病院・診療所・助産所）の産科医療保障加入状況 令和3年8月18日現在

全国 99.9%

福島県 100%

#### ⑤今回の改正までの経過

令和2年2月4日 厚生労働省 見直しに関する検討について 事務連絡発出  
公益財団法人日本医療機能評価機構に検討会が設置される

令和2年9月～ 4回開催

令和2年12月4日 「産科医療補償制度の見直しに関する報告書」厚生労働省に提出

令和2年12月23日 厚生労働省の社会保障審議会において了承。

また、少子化対策としての重要性にかんがみ、出産育児一時金等の支給総額42万円は維持することとされた。

#### ⑥市への通知

令和3年8月17日付 3保第1472号福島県国民健康保険課長発出 主管課長あて  
「国民健康保険条例参考例の送付について（通知）」

令和3年8月24日付 3保第1508号福島県保健福祉部長発出 各市町村長あて  
「出産育児一時金等の支給申請及び支払い方法について」の一部改正について（通知）